

平成十六年国土交通省令第百号

景観法施行規則

景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第一項及び第二項、第十九条第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第三十九条（これらの規定を同法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに第四十四条第二項並びに景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第八条第四号ロ（2）及び（4）並びに第十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、景観法施行規則を次のように定める。

（景観計画画区域内における行為の届出）

第一条 景観法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、景観行政団体の長が適切と認める縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 建築物の建築等又は工作物（建築物を除く。以下この号において同じ。）の建設等にあつては、次に掲げる図書

イ 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ハ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ニ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条に規定する開発行為にあつては、次に掲げる図書

イ 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ハ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書

四 前三号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして景観行政団体の条例で定める図書

3 前項の規定にかかわらず、景観行政団体の長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。（届出が必要な事項）

第二条 法第十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに行為の完了予定日とする。（変更の届出）

第三条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同条第七項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。（物干場その他の工作物）

第四条 景観法施行令（以下「令」という。）第八条第四号ロ（2）の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。

一 道路（私道を除く。以下同じ。）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物

二 消火設備（物件の堆積の高さ）

第五条 令第八条第四号ロ（4）の国土交通省令で定める高さは、一・五メートル以下とする。（景観重要建造物の指定の基準）

第六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるのとおりとする。

一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となつて良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

二 次のいずれかに該当するものであること。

イ 道路その他の公共の場所から公衆によつて容易に望見されるものであること。

ロ 政府が世界遺産委員会（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第八条）の世界遺産委員会をいう。以下このロにお

いて同じ。）に対し同条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであつて、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画（変更があつたときは、その変更後のもの）に従つて公衆によつて望見されるものであること。（景観重要建造物の指定の提案）

第七条 法第二十条第一項の規定により景観重要建造物の指定の提案を行う者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る建造物の名称、所在地及び外観の特徴を記載した提案書に次に掲げる図書（当該建造物が前条第二号ロに該当するものとして景観重要建造物の指定の提案を行うおとす場合にあつては、第一号及び第三号に掲げる図書）を添えて、これらを景観行政団体の長に提出しなければならない。

一 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面

二 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真

三 法第二十条第一項の合意を得たことを証する書類

2 前項の規定は、法第二十条第二項の規定により景観整備機構が提案を行うおとす場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十条第一項の合意」とあるのは、「法第二十条第二項の同意」と読み替へるものとする。

第八条 法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 指定番号及び指定の年月日

二 景観重要建造物の名称

三 景観重要建造物の所在地

四 景観重要建造物の所有者の氏名及び住所

五 指定の理由となつた外観の特徴

六 法第十九条第一項に規定する土地その他の物件の範囲

2 前項第六号に掲げる事項は、土地その他の物件の所有者が容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により通知するものとする。（景観重要建造物の現状変更の許可の申請）

第九条 法第二十二条第一項の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、前条第一項第一号に掲げる事項並びに行為の種類、場所、設計又は

施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書を景観行政団体の長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 当該行為の設計仕様書及び設計図

二 当該景観重要建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面

三 当該景観重要建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真

四 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

（景観重要建造物等の所有者に対する損失の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第十条 令第十四条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。（景観重要樹木の指定の基準）

第十一条 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹木が景観上の特徴を有し、景観計画画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

二 道路その他の公共の場所から公衆によつて容易に望見されるものであること。（景観重要樹木の指定の提案）

第十二条 法第二十九条第一項の規定により景観重要樹木の指定の提案を行うおとす者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る樹木の樹種、所在地及び樹容の特徴を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体の長に提出しなければならない。

一 当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面

二 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真

三 法第二十九条第一項の合意を得たことを証する書類

2 前項の規定は、法第二十九条第二項の規定により景観整備機構が提案を行うおとす場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十九条第一項の合意」とあるのは、「法第二十九条第二項の同意」と読み替へるものとする。

(景観重要樹木の所有者等に通知する事項)
第十三条 法第三十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 指定番号及び指定の年月日
- 二 景観重要樹木の樹種
- 三 景観重要樹木の所在地
- 四 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所
- 五 指定の理由となった樹容の特徴

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請)

第十四条 法第三十一条第一項の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、前条第一号に掲げる事項並びに行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書を景観行政団体の長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 当該行為の施行方法を明らかにする図面
- 二 当該景観重要樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
- 三 当該景観重要樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真
- 四 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

(管理協定の基準)

第十五条 法第三十六条第二項第二号(法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 協定建造物の管理の方法に関する事項は、建造物の維持修繕、安全上及び防火上の措置その他これらに類する事項で、建造物の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
- 二 協定樹木の管理の方法に関する事項は、枝打ち、整枝、病害虫の防除、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定樹木の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
- 三 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 四 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(管理協定を締結しようとする旨等の公告)

第十六条 法第三十七条第一項(法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項に

ついて、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 管理協定の名称
- 二 協定建造物の名称又は協定樹木の樹種
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定が景観整備機構により締結されるものであるときは、その旨
- 五 管理協定の縦覧場所

(管理協定の締結等の公告)

第十七条 前条の規定は、法第三十九条(法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(台帳)

第十八条 法第四十条第一項の景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳(次項において「台帳」という。)には、景観重要建造物又は景観重要樹木につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 景観重要建造物にあつては、第八条第一項各号に掲げる事項
- 二 景観重要樹木にあつては、第十三条各号に掲げる事項
- 2 台帳の記載事項に変更があつたときは、景観行政団体の長は、速やかにこれを訂正しなければならない。
- 3 法第十九条第一項に規定する土地その他の物件がある場合には、これらの範囲を表示する図面を併せて保管しなければならない。

(認定申請書の様式)

第十九条 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第一項の申請書は、別記様式第二による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び別記様式第三による建築等計画概要書を添付したものである。ただし、建築物の建築等の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できない場合には、当該建築物の建築等の規模に応じて、市町村長が適切と認める縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- 一 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示したものに限る。)で縮尺二千五百分の一以上のもの
- 二 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

三 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面(申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示したものに限る。)で縮尺百分の一以上のもの

- 四 建築物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十百分の一以上のもの
- 五 その他参考となるべき事項を記載した図書
- 六 前各号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして市町村の条例で定める図書

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(認定証の様式)

第二十条 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第二項の認定証の様式は、別記様式第四のとおりとする。

- 2 前項の認定証の交付は、前条第一項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。
- (通知書の様式)
- 第二十一条** 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第三項の適合しないものと認めた旨及びその理由を記載した通知書の様式は、別記様式第五のとおりとする。
- 2 前項の通知書の交付は、第十九条第一項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

3 法第六十三条第五項の国土交通省令で定める同条第三項の適合しないかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の様式は、別記様式第六のとおりとする。

(違反建築物の公示の方法)

第二十二条 法第六十四条第二項の国土交通省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。

(景観地区内における違反建築物の設計者等の通知)

第二十三条 法第六十五条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十四条第一項の規定による命令(以下この条において「命令」という。)に係る建築物の概要
- 二 前号の建築物の設計者等に係る違反事実の概要
- 三 命令をするまでの経過及び命令後に市町村長の講じた措置

四 前三号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

- 2 法第六十五条第一項の規定による通知は、当該通知に係る者について建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)、建設業法(昭和二十四年法律第百号)又は宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)による免許、許可又は登録をした国土交通大臣又は都道府県知事にするものとする。

3 前項の通知は、文書をもつて行うものとし、当該通知には命令書の写しその他の命令の内容を記載した書面を添付するものとする。

(工事現場における認定の表示の方法)

第二十四条 法第六十八条第一項の表示は、別記様式第七により行うものとする。

(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第二十五条 令第十八条第一項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第八のとおりとする。(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の添付書類)

第二十六条 令第十八条第二項の国土交通省令で定める図面は、建築物の付近の見取図、配置図及び各階平面図(同条第一項第五号の命令の内容に係るものに限る。)とする。

(景観地区内における違反工作物の工事の請負人の通知)

第二十七条 法第七十二条第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 景観地区工作物制限条例の規定による法第六十四条第一項の処分(第三号において「処分」という。)に係る工作物の概要
- 二 前号の工作物の工事の請負人に係る違反事実の概要
- 三 処分をするまでの経過及び処分後に市町村長の講じた措置
- 四 前三号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

(準景観地区を指定しようとする旨の公告)

第二十八条 法第七十四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村長が定める方法で行うものとする。

- 一 準景観地区の名称

備考
 1 申請者又は工事監理業者が法人である場合は、理事長、その他の役員及び理事等の氏名を記載すること。
 2 設計者又は工事監理業者が建設業業務に属してゐるときは、その名を記載し、建設業業務に属してゐないときは、建設業以外の建設業または工事監理業者の指定を要すること。
 3 工事監理業者又は建設業業務に属するときは、許可を受けたから工事監理業務に就くこととする。
 4 建設業業務に属してゐないときは、建設業業務の携帯不能業務に該当する必要があるから業務許可決定の申請が有効となる。申請書に建設業業務に属する旨を記載するときは、第11条第1項第1号の建設業業務に属する旨を記載する。第11条第1項第2号の建設業業務に属する旨を記載するときは、第11条第1項第2号の建設業業務に属する旨を記載する。
 5 建設業業務に属する旨を記載しない場合は、建設業業務以外の建設業業務に属する旨を記載すること。
 6 変更申請を行う場合は、第11条第2項第1号の建設業業務に属する旨を記載すること。
 7 旨の記載は工事監理業務についてのみならず、第11条第1項第2号の建設業業務についても記載すること。

様式第三（第十九条第一項、第三十一条第一項関係）（A4）

様式第三（第十九条第一項、第三十一条第一項関係）(A4)

建設業業務申請書

1 申請者又は工事監理業者
 (1) 建設業業務
 建設業業務
 建設業業務
 建設業業務
 建設業業務
 建設業業務
 建設業業務

(2) 建設業業務
 建設業業務 () 建設業業務 () 建設業業務 ()
 建設業業務 () 建設業業務 () 建設業業務 ()
 建設業業務 () 建設業業務 () 建設業業務 ()
 建設業業務 () 建設業業務 () 建設業業務 ()

(3) 工事監理業務
 工事監理業務 () 建設業業務 () 建設業業務 ()
 建設業業務 () 建設業業務 () 建設業業務 ()
 建設業業務 () 建設業業務 () 建設業業務 ()
 建設業業務 () 建設業業務 () 建設業業務 ()

(4) 工事監理業務
 工事監理業務
 建設業業務
 建設業業務
 建設業業務
 建設業業務

2 業務の内容
 (1) 計画・設計
 (2) 設計・監理
 (3) 監理業務

(4) 建設業業務の業務内容
 (5) 計画・設計
 (6) 計画・設計
 (7) その他建設業業務

(8) 備考

3 変更申請の理由
 (1) 建設業業務の業務内容の変更を申請する場合の申請書

様式第四（第二十条第一項関係）（A4）

様式第四（第二十条第一項関係）(A4)

建設業業務申請書

申請書提出後
 署名
 捺印
 日付

以下のように明瞭な文字で記載してください。墨線は建設業業務申請書の記載に注意してください。

1 申請者又は工事監理業者
 (1) 申請者又は工事監理業者
 (2) 建設業業務
 (3) 建設業業務
 (4) 備考

様式第五（第二十一条第一項関係）（A4）

様式第五（第二十一条第一項関係）（A4）
 決議事項（各議案）の議決の議決権の行使の状況
 議 決 権
 年 月 日
 議 決 権
 年 月 日
 議決権の行使の状況
 議決権の行使の状況
 議決権の行使の状況

様式第六（第二十一条第三項関係）（A4）

様式第六（第二十一条第三項関係）（A4）
 決議事項（各議案）の議決の議決権の行使の状況
 議 決 権
 年 月 日
 議 決 権
 年 月 日
 議決権の行使の状況
 議決権の行使の状況
 議決権の行使の状況

様式第七（第二十四条関係）

様式第七（第二十四条関係）

議決権行使の状況	議決権行使の状況	議決権行使の状況
議決権行使の状況	議決権行使の状況	議決権行使の状況
議決権行使の状況	議決権行使の状況	議決権行使の状況
議決権行使の状況	議決権行使の状況	議決権行使の状況
議決権行使の状況	議決権行使の状況	議決権行使の状況
議決権行使の状況	議決権行使の状況	議決権行使の状況
議決権行使の状況	議決権行使の状況	議決権行使の状況
議決権行使の状況	議決権行使の状況	議決権行使の状況

様式第八（第二十五条関係）（A4）

様式第八（第二十五条関係）（A4）
 決議事項（各議案）の議決の議決権の行使の状況
 議 決 権
 年 月 日
 議 決 権
 年 月 日
 議決権の行使の状況
 議決権の行使の状況
 議決権の行使の状況

様式第九(第三十一条第一項関係)(A4)
関係法令上の名称の略称

- 1. 種別
 - (1) 請求書
 - (2) 請求書の送付年月日
- 申請書の種別
- (1)
 - ① 請求書
 - ② 請求書の送付年月日
- (2)
- ① 請求書
 - ② 請求書の送付年月日
- (3)
- ① 請求書
 - ② 請求書の送付年月日

2. 備考